天津市の対外開放建設に服務する移民出入国促進政策

天津市公安局出入国管理総隊

2023.11.28

一. 永住居留制度

二. 就労類居留許可手続きの出国免除

三. 長期ビザ

四. イノベーション・起業

五. 実習

01 「五星カード」制度

外国人永住居留制度の変化及び沿革

制度の実施及び政策の発展

- 2004年8月15日、国務院の認可を得て、公安部、外交部は《外国人永住居留審査認可管理弁法》を公布・実施した。永住居留資格とは、一国が本国の法律規定に基づき、一定の条件を満たす外国人に与える本国に居留期間の制限なく居留する資格である。 外国人が居留国に永住居留資格を享受するために取得する合法居留の身分証明書とは、一般的に「グリーンカード」という。

- 2017年6月30日、公安部の認可を得て、国家の関連自由貿易試験区及び全面革新改革模範区の建設を支持する出入国政策措置（7つの政策）が公布され、外国人の中国での永住居留申請条件が大幅に緩和された。

- 2019年8月1日、公安部の認可を得て、国家移民管理局が自由貿易区建設を支持・促進する12項政策を全国に拡大化し、推進する措置が公布され、外国人の中国での永住居留申請条件が再び微調整され、緩和された。

《外国人永住居留証明》様式

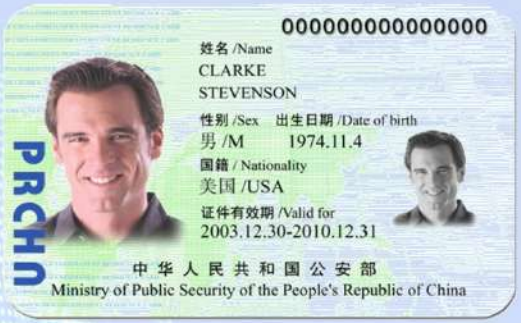

外国人永住居留制度の変化及び沿革

身分証バージョンの更新

- 永住居留外国人に対するサービス管理業務レベルをさらに向上し、外国人の「永久居留身分証」の利便性を強化するため、公安部は2017年6月16日から外国人「永久居留身分証」を発行すると同時に、現行の外国人「永久居留身分証」の発行を中止した。

- 新しい「永久居留身分証」の特徴：

一、新しい「永久居留身分証」は第二代身分証を参考してデザイン・作成し、レインボー印刷、マイクロプリント、専用インク等様々な物理的な偽造防止技術を採用する。

二、新しい「永久居留身分証」の表面は国章、長城の図案、証明書名称及び説明事項が記載され、裏面には、所持者の写真及び氏名、性別、生年月日、国籍等の個人情報、及び有効期間、発行機構、証明書番号等の発行管理情報が記載されている。

三、新しい「永久居留身分証」の中には集積回路チップが組み込まれ、所持者の個人情報及び証明書発行管理等の情報が保存されている。応用システムが相応の改造を行った後、第二代身分証のレーザーセンサーを通じて証明書情報を識別することができる。

外国人永住居留制度の変化沿革

- 2023年12月1日から、国家移民管理局は新バージョンの中華人民共和国外国人「永久居留身分証」(「五星カード」という)を正式発行し、後続には2017年版「永久居留身分証」は発行されなくなる。

普通の光に照らされた新外国人「永久居留身分証」明書

紫外線に照らされた新外国人「永久居留身分証」明書

- 五星カードの特徴:

  五星カードは身分証の情報保存方式を改善し、レイアウトを美しく、より先進的な偽造防止技術を取り入れ、個人情報の保護及びデータ安全性を強化した。

  新しい身分証が使用された後、所持している外国人はインターネットプラットフォームにおいて、交通移動、生活消費、金融等の私的事務をオンラインで行うことができ、所持者の国内での就業、学習、生活を更に便利にさせる。

外国人永住居留制度

12項目の新政策

国家移民管理局が自由貿易区建設を支持・促進する12項目政策を全国に拡大化し、推進する措置における最初の3項目は外国人の中国永住居留への申請に関する政策内容である。

- 外国高級人材、重要且つ突出した貢献をした外国人、及び国家が特別に必要とする外国人は、国家関連責任部門、省級人民政府又は国家重点発展エリア管理部門の推薦により、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

- 中国国内で就業している外国人は、4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上中国に居住し、年間賃金収入が前年度所在地の在職従業員平均賃金の六倍を下回らず、年間納付している個人所得税が年間賃金収入基準の20%を下回らない場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

- 中国国内で就業している外籍華人は、博士研究生の学歴を有し、或いは国家重点発展エリアにおいて4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上中国に居住している場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

	従来の政策	7つの政策	12項目政策
特別類	中国政府主管部門（国務院所属主管部、委、局）推薦	天津自由貿易試験区管理委員会、浜海新区人民政府或いは天津市人材主管部門（市科技局）推薦	関連主管部門、省級人民政府或いは国家重点発展エリア管理部門
任命類	副総経理、副工場長等の職務以上を担任し、或いは副教授、副研究員等の副高級職名以上を有し、及び同等待遇を享受する	無し	無し
	4年以内に合計3年以上中国に居住している	4年間の毎年において、中国に6ヵ月以上実際に居住している	4年間の毎年において、中国に6ヵ月以上実際に居住している
	申請人の在職会社は以下のいずれかの要求を満たさなければならない。国務院各部門或いは省級人民政府所属機構、或いは国家重点工程項目、重大科技項目を執行する企業、事業会社、或いはハイテク技術企業、激励類外商投資企業、外商投資先進技術企業、外商投資製品輸出企業	無し	無し
	無し	年間賃金収入が前年度天津市在職従業員平均賃金の7倍を下回らない	年間賃金収入が前年度天津市在職従業員平均賃金の6倍を下回らない
	4年間の個人所得税納税記録が良好	外国人4年間の年間個人所得税が8万人民元以上であり、博士研究生以上の学歴を持たない外国籍華人は個人所得税の納税記録が良好でなければならない	年間納付する個人所得税が年間賃金収入基準の20%を下回らず、博士研究生以上の学歴を持たない外国籍華人は個人所得税の納税記録が良好でなければならない
	無し	外国籍華人は、博士研究生以上の学歴を持ち、天津市において就労し、或いは天津市において4年間連続して就労し、毎年中国国内に実際6ヵ月以上に居住している	中国国内で就労している外国籍華人は、博士研究生の学歴を持ち、或いは国家重点発展エリアにおいて4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上に居住している

「五星カード」制度

特別人員類

従来の政策

中国に重要且つ突出した貢献をした外国人、及び国家が特別に必要とする外国人は中国政府主管部門の推薦により中国永住居留を申請することができる。

中国政府主管部門（国務院所属主管部、委、局）推薦

推薦機関
権限委譲

7つの政策

認定基準に適合する外国高級人材及びその外国人配偶者、未成年子女は天津自由貿易試験区管理委員会、浜海新区人民政府或いは天津市人材主管部門（市科技局）の推薦により、中国永住居留を直接に申請することができる。

天津自由貿易試験区管理委員会、浜海新区人民政府或いは天津市人材主管部門（市科技局）推薦

12項目政策

外国高級人材、重要且つ突出した貢献をした外国人、及び国家が特別に必要とする外国人は、国家関連責任部門、省級人民政府又は国家重点発展エリア管理部門の推薦により、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。

上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

国家関連主管部門、省級人民政府或いは国家重点発展エリア管理部門

任命人員類

従来の政策

副総経理、副工場長等の職務以上を担任し、或いは副教授、副研究員等の副高級職名以上を有し、及び同等待遇を享受し、既に4年間連続して任命され、4年以内に合計3年以上中国に居住し、且つ納税記録が良好であり、任命企業が要求に適合する者は中国永住居留を申請することができる。

- 申請人職位要求
- 4年以内に合計3年以上中国に居住している
- 申請人の在職会社に対する要求
- 収入、納税額の要求無し

7つの政策

4年間連続して就労し、毎年天津市に実際に6ヵ月以上に居住し、年間賃金収入が天津市在職従業員平均賃金の7倍を下回らず、個人所得税が8万人民元を下回らない外国人員は在職会社の推薦により、中国永住居留を申請するができ、且つその配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

- 職位要求無し
- 4年間の毎年において、中国に6ヵ月以上実際に居住している
- 申請人の在職会社に対する要求を取り消す
- 年間賃金収入が前年度天津市在職従業員平均賃金の7倍以上
年間個人所得税が8万人民元以上

12項目政策

中国国内で就業している外国人は、4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上に居住し、年間賃金収入が前年度所在地城鎮在職従業員平均賃金の6倍を下回らず、年間納付する個人所得税が年間賃金収入基準の20%を下回らない場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。

その外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

- 異なる地区の任職時間を認可する
- 年間賃金収入が前年度天津市在職従業員平均賃金の6倍以上
年間個人所得税が8万人民元以上

任命人員
（外国籍華人）

従来の政策

副総経理、副工場長等の職務以上を担任し、或いは副教授、副研究員等の副高級職名以上を有し、及び同等待遇を享受し、、既に4年間連続して任命され、4年以内に合計3年以上中国に居住し、且つ納税記録が良好であり、任命企業が要求に適合する者は中国永住居留を申請することができる。

7つの政策

既に天津市において就労し、博士研究生の学歴を持つ外国籍華人、或いは天津市において4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上に居住する外国籍華人は中国永住居留を申請することができる。

12項目政策

中国国内で就業している外国籍華人は、博士研究生の学歴を持ち、或いは国家重点発展エリアにおいて4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上に居住している場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。
上述人員の外国配偶者及び未成年子女も同行に申請することができる。

申請人職位要求	>>>>>>>>	職位要求無し
4年以内に合計3年以上中国に居住している	>>>>>>>>	4年間の毎年において、中国に6ヵ月以上実際に居住している
申請人の在職会社に対する要求	>>>>>>>>	申請人の在職会社に対する要求を取り消す

異なる地区の任職時間を認可する

家族が併せて申請することを明確にした

外国人永住居留制度

12項目新政策のガイドライン

特別人員類

外国高級人材、重要且つ突出した貢献をした外国人、及び国家が特別に必要とする外国人は、国家関連責任部門、省級人民政府又は国家重点発展エリア管理部門の推薦により、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

申請材料：

- 申請表。
- 国家関連責任部門、省級人民政府又は国家重点発展エリア管理部門により発行した推薦書。
- 申請人の有効なパスポート及び査証もしくは居留許可証。

外国人永住居留制度

任命人員類

中国国内で就業している外国人は、4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上中国に居住し、年間賃金収入が前年度所在地の在職従業員平均賃金の6倍を下回らず、年間納付する個人所得税が年間賃金収入基準の20%を下回らない場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国籍配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

申請材料:

- 申請表。
- 現在職会社が発行した推薦書。
- 在職会社が発行した申請日以前連続4年の給与証明書。
- 《外国人就労許可証》。
- 企業法人営業許可証。
- 外商投資企業批准証書及びその連合年間検査証明書。
- 国外犯罪経歴証明書。
- 身体検査報告書。
- 個人納税証明書。
- 有効なパスポート及び居留許可証。

外国人永住居留制度

任命人員類（外国籍華人）

中国国内で就業している外籍華人は、博士研究生の学歴を持ち、或いは国家重点発展エリアにおいて4年間連続して就労し、毎年実際に6ヵ月以上中国に居住している場合、公安機関出入国管理部門へ中国永住居留を申請することができる。上述人員の外国配偶者及び未成年子女も併せて申請することができる。

申請材料：

- 申請表。
- 外国籍中国人身分証明材料
- 在職証明書。
- 身体検査報告書。
- 国外犯罪経歴証明書。
- 企業法人営業許可証。
- 外商投資企業批准証書。
- 連合年間検査証明書。

外国人永住居留制度

申請材料:

➢博士研究生以上の学歴を持つ申請人は以下の材料も必要となる。

① 教育学歴学位証明書。

② 有効なパスポート及び居留許可証。

③《外国人就労許可証》。

➢4年間連続して就労した条件を満たす申請人は以下の材料も必要となる。

① 有効なパスポート及び居留許可証。

②《外国人就労許可証》。

③ 税務機関より発行した4年間個人納税証明書。

02 就労類居留許可手続きの出国免除

就労類居留許可手続きの出国免除

政策内容

中国国内企業・事業会社が雇用する外国人は、就労許可を取得し、出国して就労ビザ手続きを行うことが間に合わない場合、就労許可等の材料を以て公安機関出入国管理部門に就労類居留許可を申請することができる。

03

長期ビザ

長期ビザ

政策内容

- 国内重点高等教育機関、研究機関及び有名な企業が招待する外国専門家・学者、及び地級市以上の人民政府人材主管部門、科技革新主管部門が認定する外国籍高級管理及び専門技術人材は、公安機関通関ビザ部門に寄港地ビザを申請して入国することができる。入国後、招待会社の証明書信等の材料を以て、公安機関出入国管理部門に有効期間5年以内のマルチビザ或いは居留許可証を申請することができる。

- 国内重点発展領域、業界が誘致する外国籍人材及びイノベーション・起業チームメンバーは、就労許可及び会社書信等の資料を以て、公安機関出入国管理部門に有効期間5年以内の居留許可証を申請することができる。イノベーション・起業チーム外国籍メンバーもチーム責任者の担保を以て、有効期間5年以内の居留許可証を申請することができる。

- 重要且つ突出した貢献をした外国人、及び国家が特別に必要とする外国人は、率いる作業チームの外国籍メンバー及び科技研究補助員を推薦し、公安機関出入国管理部門に有効期間5年以内の長期ビザ或いは居留許可証を申請することができる。

- 2回連続して1年間以上の就労類居留許可の手続きを行い、且つ法律・規律違反行為がない場合、三回目の就労類居留許可を申請する際に、規定に従い、公安機関出入国管理部門に有効期間5年の就労類居留許可を申請することができる。

04 イノベーション・起業

革新起業

政策内容

- 国内重点高等教育機関、研究機関及び有名な企業において就労している外国籍高級人材は在職会社及び兼務会社の同意を得て、且つ公安機関出入国管理部門に届出を行った後、イノベーション・起業を兼務することができる。

- 国内重点高等教育機関で大学の本科以上の学歴を取得した外国人優秀な留学生が卒業後、中国においてイノベーション・起業の活動に従事する場合、高等教育機関の卒業証明書及びイノベーション・起業等の証明材料を以て、公安機関出入国管理部門に有効期間2年～5年の居留許可を申請することができる。

- 国際的に有名な大学を卒業し、卒業後2年以内にイノベーション・起業のために中国に来た外国人学生は、学歴（学位）証明書等の材料を以て、公安機関出入国管理部門に有効期間2年以内の居留許可を申請することができる。

05 実習

実習

政策内容

国内の有名な企業・事業会社が中国に実習を招待する国外高等教育機関の外国人学生は、招待会社の書信及び高等教育機関の在学証明書等の資料を以て、公安機関出入国管理部門に有効期間1年のビザを申請して実習活動に従事することができる。政府間協定に基づき、実習をするために中国に来る国外教育機関の外国人学生は、規定に基づき就労類居留許可を申請することができる。

感謝!